

設置豫定ノ臨時補修施設ハ之ヲ取止ムルモノトス

(「例規集 昭和十三年七月 教務課」)

發教一〇三號

昭和二十一年八月廿八日

文部省教科書局長 有光次郎印

東京音樂學校長殿

階名唱法について

從來國民學校及び中等學校に於ける音樂指導にあたり聽覺訓練特に和音訓練の極端なる重視からイロハ音名唱法が採用させられてゐたが、種種検討の結果、爾今國民學校及び中等學校に於いて音樂を指導する場合には原則としてドレミ階名唱法に則ることとした。ただし事情により音名唱法(イロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法)を繼續して實施するも妨げない。尙音名は從來通り日本音名を使用すること。

右の趣意を改めて貴管下國民學校及び中等學校に通達せられ、指導上遺憾なきやう特にご配慮を願ひます。

(「和文タイプ」
〔文部省往復公文書綴 教務課〕)

(三) 昭和二十一年九月の教授會記録の一部

教授會記録

二十一年九月三日

學校長挨拶要旨

一、人事の目鼻がついた爲め召集した

一、學校をやめた教官は八月卅一日附で發令

一、新任の發令は未濟、一時、講師囑託として授業を始める。

一、やめた教官、學生の動搖を心配してゐる。對策は考へてゐる。

現官者の地位に動搖・影響を及ぼす様なことはしなひ考であるから授業に専念され度い

一、世間の惡評を吹きとばして、弱體化に見へるものを強化される

様に努力して頂き度い

一、邦樂科の問題は後日の宿題として案を作る。實行委員の廢止論は不適當である。

一、本科師範科の分離案は理想論で、現在は相互に影響を受け合つて研鑽・向上せしめる様にし度いこと。

本科・師範科を見る目を改めて、本師夫々性質・本來の使命の異なることを自覺して頂き度い。

生徒の本・師の見方を改めること、教官も本科・師範科の見方の異なること、本科優越感を止めて欲しい。

本科・師範科は平等であつてその本來の使命が異なる點を強張し度い。

(「手書き」
〔昭和二十一年度 議事録 教務課〕)

(四) 文部省より女子生徒用夏服配給の文書(昭和二十一年九月)

發會資二五三號

昭和二十一年九月十九日

文部大臣官房會計課長印

東京音樂學校長 殿